

○外務省告示第八十七号

平成二十三年三月四日にワガドゥーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2 贈与額 七億六千万円

3 贈与の供与期限 平成二十三年三月三十一日まで

4 署名者
日 本 側 杉浦勉在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側 ミナタ・サマテ・セスマ外務・城内協力大臣付城内協力担当副大臣

○外務省告示第八十八号

平成二十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億四百万円

3 署名者
日 本 側 片上慶一在リベリア大使
国際連合児童基金側 イザベル・クロリー在リベリア事務所代表

○外務省告示第八十九号

平成二十三年三月八日にアディスアベバで、国道一号線アワシユ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 国道一号線アワシユ橋架け替え計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 四千五百万円

3 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日まで

4 署名者
日 本 側 岸野博之在エチオピア大使
エチオピア側 アムド・シデ財務・経済開発担当副大臣

○厚生労働省告示第六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成十八年厚生労働省告示第百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という）に取められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という）に取められていないものに限る。）であつて同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（同年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生労働省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という）を含む。）については、平成二十四年九月三十日まで、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に取められていない医薬品（旧薬局方に取められていたものを除く）であつて平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成二十四年九月三十日まで、新薬局方に取められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫

（次のよう）は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七号、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第一項（平成二十二年法律第九十九号）以下「第二十二條第一項（平成二十二年法律第九十九号）」という。第二十二條第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）以下「厚生年金特例法」という。第二十二條第八項の規定

によりその例によることとされる場合を含む。）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二條及び労働保険の徴収に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）以下「徴収法」という。第三十條（失業保険法及び労働者災害補償保険法の二部を改正する法律及び労働者災害補償保険法の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）以下「整備法」という。第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）以下「石綿健康被害救済法」という。第三十八條第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三條第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年法律第百二十三号）及び厚生年金特例法に適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三十三條に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所又は主たる事務所の所在地を有する厚生年金保険法（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所又は主たる事務所の所在地を有する事業主又は当該地域に住所又は主たる事務所の所在地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用

○農林水産省告示第六百四十八号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三條第一項及び第三十四條の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則）により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定地域

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県

農林水産省告示第六百四十九号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三條第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦